

別海町議会会議録

第2号（平成30年 3月 9日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成30年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 平成30年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 平成30年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 平成30年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 平成30年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成30年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成30年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成30年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第18号 | 別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第19号 | 別海町生乳流通安定対策事業受益者負担金徴収条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第20号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第21号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第22号 | 別海町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第23号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第24号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第25号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第26号 | 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第27号 | 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の |

- 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 9 号 別海町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 3 0 号 別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 3 1 号 別海町老人保健施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 3 2 号 別海町国営土地改良事業負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 3 3 号 別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 4 号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 5 号 別海町農業機械の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第 2 9 議案第 3 7 号 工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第 3 0 議案第 3 8 号 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（4 号棟））
- 日程第 3 1 議案第 3 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 3 2 議案第 4 0 号 あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について
- 日程第 3 3 議案第 4 1 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 3 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 5 同意第 3 号 根室町村等公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 6 報告第 3 号 専決処分の報告について（(H 2 8 線）東富岡地区農道改良工事）
- 日程第 3 7 報告第 4 号 専決処分の報告について（町道中西別上風連線中之川橋外 4 橋梁補修工事）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 3 0 年度別海町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 3 0 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 3 0 年度別海町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 3 0 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 3 0 年度別海町介護保険特別会計予算

- 日程第 7 議案第 7 号 平成30年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 平成30年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 平成30年度別海町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第18号 別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第19号 別海町生乳流通安定対策事業受益者負担金徴収条例の制定
について
- 日程第12 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第14 議案第22号 別海町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第15 議案第23号 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第16 議案第24号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第18 議案第26号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サー
ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介
護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方
法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第19 議案第27号 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第20 議案第28号 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第21 議案第29号 別海町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第22 議案第30号 別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第23 議案第31号 別海町老人保健施設設置条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第24 議案第32号 別海町国営土地改良事業負担金の徴収に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第33号 別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第34号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定

- について
- 日程第27 議案第35号 別海町農業機械の設置及び管理条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第28 議案第36号 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良
舗装工事）
- 日程第29 議案第37号 工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工
事）
- 日程第30 議案第38号 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改
修建築主体工事（4号棟））
- 日程第31 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第32 議案第40号 あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）に
ついて
- 日程第33 議案第41号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第35 同意第3号 根室町村等公平委員会委員の選任について
- 日程第36 報告第3号 専決処分の報告について（（H28線）東富岡地区農道改良
工事）
- 日程第37 報告第4号 専決処分の報告について（町道中西別上風連線中之川橋外
4橋梁補修工事）

○出席議員（16名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	沓 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議 長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	伊 藤 多加志	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝	産 業 振 興 部 長	登 藤 和 哉
建 設 水 道 部 長	宮 越 正 人	病 院 事 務 長	大 槻 祐 二
会 計 管 理 者	下 地 哲	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 敏
農 委 事 務 局 長	中 村 公 一	総 務 部 次 長	今 野 健 一
産 業 振 興 部 次 長	門 脇 芳 則	建 設 水 道 部 次 長	山 岸 英 一
教 育 部 次 長	山 田 一 志	総 務 課 長	今 野 健 一
総 合 政 策 課 長	佐々木 栄 典	財 政 課 長	寺 尾 真 太 郎

税務課長	阿部美幸	福祉課長	宮本栄一
介護支援課長	竹中利哉	町民課長	青柳茂
保健課長	小湊昌博	老健事務長	川畑智明
農政課長	門脇芳則	商工観光課長	伊藤輝幸
管理課長	伊藤一成	事業課長	小島実
建築住宅課長	山岸英一	上下水道課長	外石昭博
学務課長	入倉伸顕	生涯学習課長	山田一志
中央公民館長	石川誠	西公民館長	新堀光行
総合政策課主幹	皆川学		

○議会事務局出席職員

事務局長 浦山吉人 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

4番 木嶋悦寛

5番 松壽孝雄

6番 森本一夫

◎開会宣告

- 議長（松原政勝君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎委員会付託省略の議決

- 議長（松原政勝君） ここでお諮りします。
提出されております日程第12 議案第20号から日程第35 同意第3号までの24件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、日程第12 議案第20号から日程第35 同意第3号までの24件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第2号から日程第9 議案第9号

- 議長（松原政勝君） 日程第2 議案第2号平成30年度別海町一般会計予算、日程第3 議案第3号平成30年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第4号平成30年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第5 議案第5号平成30年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第6 議案第6号平成30年度別海町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第7号平成30年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第8号平成30年度町立別海病院事業会計予算、日程第9 議案第9号平成30年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに議案第2号平成30年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（竹中 仁君） 議案第1号の内容説明をいたします。
別冊の平成30年度別海町一般会計予算書の1ページをお開きください。
平成30年度別海町一般会計予算。
平成30年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185億5,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算」で、初めに「歳入」です。

1款町税、1項から5項で24億132万7,000円。

2款地方譲与税、1項と2項で3億7,900万円。

3款利子割交付金、1項で500万円。

4款配当割交付金、1項で500万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で300万円。

6款地方消費税交付金、1項で2億9,900万円。

7款自動車取得税交付金、1項で8,000万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で3,739万5,000円。

9款地方特例交付金、1項で520万円。

10款地方交付税、1項で61億7,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項で369万円。

12款分担金及び負担金、1項と2項で2億8,945万7,000円。

13款使用料及び手数料、1項から3項で2億6,619万9,000円。

14款国庫支出金、1項から3項で25億3,210万4,000円。

15款道支出金、1項から3項で15億8,047万1,000円。

16款財産収入、1項と2項で6,137万9,000円。

17款寄附金、1項で1億5,010万円。

18款繰入金、1項で15億4,997万5,000円。

19款繰越金、1項で1,000万円。

20款諸収入は、4ページまでわたりますが、1項から5項で5億3,510万3,000円。

4ページにまいります。

21款町債、1項で21億8,660万円。

歳入合計で185億5,000万円とするものです。

次に、5ページの「歳出」です。

1款議会費、1項で8,969万6,000円。

2款総務費、1項から6項で15億6,386万5,000円。

3 款民生費、1 項と 2 項で 27 億 5,572 万 4,000 円。
4 款衛生費、1 項から 3 項で 16 億 522 万 9,000 円。
5 款労働費、1 項で 97 万 6,000 円。
6 款農林水産業費、1 項から 4 項で 32 億 2,314 万 1,000 円。
7 款商工費、1 項で 2 億 8,280 万 4,000 円。
8 款土木費は、6 ページまで続きまして、1 項から 5 項、18 億 3,494 万 2,000 円。

6 ページに進みます。

9 款消防費、1 項で 6 億 6,685 万 5,000 円。
10 款教育費、1 項から 6 項で 24 億 6,283 万 3,000 円。
11 款災害復旧費、1 項で 16 万円。
12 款公債費、1 項で 17 億 5,576 万 6,000 円。
13 款給与費、1 項で 22 億 7,800 万 9,000 円。
14 款予備費、1 項で 3,000 万円。

以上、歳出合計で 185 億 5,000 万円とするものです。

次に、7 ページの「第 2 表 債務負担行為」です。

全部で 3 件。

1 件目は「地域生活バス購入」。

期間は「平成 31 年度」で、限度額は「2,924 万 1,000 円」。

2 件目、「民生安定施設（農業用施設）設置助成事業により整備される哺育・預託センター建設事業費の補助に伴う債務負担」。

期間は「平成 31 年度」で、限度額は「5 億 8,961 万 6,000 円」。

3 件目、「学校給食センター改築工事」。

期間が「平成 31 年度」で、限度額は「7 億 3,678 万 3,000 円」です。

次に、「第 3 表 地方債」です。

1 件ごとの説明は省略させていただきますが、1 件目の「省エネ防犯灯整備事業」から 9 ページまでお進みいただきまして、9 ページ、下から 3 段目、「学校給食センター改築事業」まで、42 の事業と次の段の「臨時財政対策債」を合わせた合計で、限度額は「21 億 8,660 万円」となります。

起債の方法は「普通貸借又は証券発行」。

利率は「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法ですが、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」とするものです。

次の 11 ページからの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は、全て省略をさせていただきます。

243 ページをお開きください。

243 ページからは「給与費明細書」です。

1 の「特別職」ですが、表の 1 番下、前年度当初との比較の欄で御説明いたします。

まず「長等」ですが、給与費の期末手当で 0.1 カ月分、24 万 6,000 円の増。

共済費で 34 万円の増。

合計で58万6,000円の増となります。

「議員」は、給与費の期末手当で0.1カ月分、42万8,000円の増。

共済費では、63万4,000円の減。

合計で20万6,000円の減です。

「その他の特別職」は、職員数が57名の増。

報酬が、270万4,000円の増。

合計も同じく270万4,000円の増です。

比較欄の合計では、職員数が57名の増。

報酬が、270万4,000円の増。

期末手当が、67万4,000円の増。

給与費計で337万8,000円の増。

共済費が、29万4,000円の減で、合計308万4,000円の増となります。

次に、244ページをお開きください。

244ページは、2で「一般職」です。

(1)の「総括」で、こちらも比較の欄で御説明いたします。

職員数は、6名の増。

上段の括弧内は、再任用短時間勤務職員の人数を示しますが、対象職員はおりません。

給与費の給料は、1,160万円の増。

職員手当は、1,814万円の増。

給与費計で2,974万円の増。

共済費は、228万円の増で、合計3,202万円の増となるものです。

その下の表、「職員手当の内訳」、続いて245ページの「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」、続けて246ページから249ページまで記載の「(3)給料及び職員手当の状況」の説明は省略をさせていただきます。

250ページをお開き願います。

250ページからは「債務負担行為の支出予定額等に関する調書」です。

こちらも1件ずつの説明は省略をさせていただきますが、1件目の「別海町酪農工場機器整備」から始まりまして260ページまで続きます。

260ページをお開きいただきまして、下から2段目、「公の施設に係る指定管理者に対する委託料」(別海町総合スポーツセンター各施設)まで全部で75件、債務負担行為限度額の合計で「60億1,874万6,000円」。

前年度、平成29年度末までの支出見込額が「16億8,170万3,000円」。

当該年度、平成30年度以降の支出予定額につきましては「11億2,574万3,000円」で、この欄、上段の括弧内「3億7,606万1,000円」は、平成30年度分の支出予定額となります。

なお、右の表には、平成30年度以降支出予定額にかかわる財源内訳を記載しております。

最後に、261ページになります。

「地方債に関する調書」です。

こちらもそれぞれの区分の説明は省略をさせていただきます。

1の「公共事業等債」から15「都道府県貸付金」までの合計で申し上げます。

表の1番下になりますが、平成28年度末現在高は「158億1,948万3,000円」。

平成29年度末現在高見込み額が「159億2,906万6,000円」。

これに平成30年度中増減見込み額で、平成30年度中の起債見込み額は「21億8,660万円」。

平成30年度中の元金償還見込み額は「16億4,417万円」。

よって、平成30年度末現在高見込み額は「164億7,149万6,000円」となるものです。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 次に、議案第3号平成30年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第5号平成30年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第6号平成30年度別海町介護保険特別会計予算、議案第7号平成30年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長(河嶋田鶴枝君) 議案第3号及び第5号から第7号までの福祉部関係特別会計4件について続けて説明させていただきます。

初めに、議案第3号平成30年度別海町国民健康保険特別会計の内容を説明します。

別冊の予算書をごらん願います。

国民健康保険の運営は、制度改正により、本年度から財政運営主体が道に移行し、町との共同運営となります。

新制度では、道が財政運営の中心的な役割を担うこととなり、保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として全額道から町に交付されます。

また、町は道に対し、全道統一の算定方法に基づき示された負担金「国保事業費納付金」を支払うこととなります。

本予算から新年度に対応した予算科目の見直しを行っております。

なお、国保事業費納付金の主な財源は税となりますが、新制度における本町の税率については、道が示した標準税率を参考に特別交付金や直近の被保険者数、所得状況を勘案し、検討した結果、今後、所得等に大きな変動がなければ、税率改正を行わなくとも必要な税額を確保できると見込み、予算を編成しています。

それでは、予算書1ページをお開きください。

平成30年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億6,500万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」。

款の金額で説明します。

まず、「歳入」です。

1款国民健康保険税、1項で10億683万5,000円。

2款道支出金、1項で14億9,169万円。

3 款財産収入、1 項で1 万2,000 円。

4 款繰入金、1 項で1 億6,590 万2,000 円。

5 款繰越金、1 項で1 万円。

6 款諸収入、1 項と2 項で55 万1,000 円。

歳入合計で26 億6,500 万円とするものです。

次に、3 ページ、「歳出」です。

1 款総務費、1 項から4 項で2,765 万9,000 円。

2 款保険給付費、1 項で13 億9,899 万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項で11 億8,370 万4,000 円。

4 款共同事業拠出金、1 項で1 万円。

5 款保健事業費、1 項と2 項で1,447 万8,000 円。

6 款基金積立金、1 項で1 万2,000 円。

7 款諸支出金、1 項で3,514 万7,000 円。

8 款予備費、1 項で500 万円。

歳出合計で26 億6,500 万円とするものです。

5 ページから28 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

次に、29 ページをお開きください。

こちらは「給与費明細書」です。

1 の「特別職」で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

本年度、「その他特別職」、職員数は7 人で、報酬は32 万7,000 円です。

表の1 番下、比較で、前年度からの増減はございません。

以上で議案第3 号の内容説明を終わります。

次に、議案第5 号平成30 年度別海町介護サービス事業特別会計の内容を説明いたします。

別冊予算書1 ページをお開きください。

平成30 年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4 億8,510 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

「第1 表 歳入歳出予算」。

まず、「歳入」です。

1 款介護サービス費、1 項で1 億3,988 万円。

2 款使用料及び手数料、1 項と2 項で3,830 万7,000 円。

3 款財産収入、1 項で33 万2,000 円。

4 款繰入金、1 項で3 億550 万円。

5 款繰越金、1 項で1 万円。

6 款諸収入、1 項で107 万1,000 円。

歳入合計で4 億8,510 万円とするものです。

次に、「歳出」です。

1 款介護サービス事業費、1 項で1 億2,748 万円。

2 款公債費、1 項で5,843 万8,000 円。

3 款給与費、1 項で2 億9,618 万2,000 円。

4 款予備費、1 項で300 万円。

歳出合計で4 億8,510 万円とするものです。

こちらから3 ページから18 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

次に、19 ページをお開きください。

こちらは「給与費明細書」です。

「1 一般職」、「(1) 総括」です。

1 番下の比較の欄で御説明します。

職員数は、新規採用で1 名の増。

上段括弧は、再任用短時間勤務職員で1 名の減です。

給与費は、給料で685 万4,000 円の増。

職員手当が、374 万9,000 円の増。

給与費計では、1,060 万3,000 円の増。

次に、共済費は、386 万4,000 円の増。

合計では、1,446 万7,000 円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳と20 ページから24 ページまでの明細等については、説明を省略させていただきます。

次に、25 ページをお開きください。

こちらは「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

「病院事業」で、平成28 年度末現在高は「5 億3,794 万2,000 円」。

平成29 年度末現在高見込額は「4 億9,043 万4,000 円」。

平成30 年度中増減見込みは、平成30 年度中元金償還見込額「4,850 万円」を予定し、平成30 年度末現在高見込額が「4 億4,193 万4,000 円」となるものです。

なお、事業の内容は、老人保健施設、訪問看護ステーション医師及び医療技術職員住宅の建設に係るものとなります。

以上で議案第5 号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第6 号平成30 年度別海町介護保険特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊予算書の1 ページをお開きください。

平成30 年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 億1,190 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

3 ページをお開きください。

「第1 表 歳入歳出予算」で、まず、「歳入」です。

1 款保険料、1 項で2 億3,560 万1,000 円。

2 款分担金及び負担金、1 項で1 億27 万4,000 円。

3 款国庫支出金、1 項と2 項で2 億4,329 万6,000 円。

4 款支払基金交付金、1 項で3 億175 万1,000 円。

5 款道支出金、1 項と2 項で1 億6,097 万7,000 円。

6 款財産収入、1 項で2 万8,000 円。

7 款繰入金、1 項と2 項で1 億6,785 万6,000 円。

8 款繰越金、1 項で1 万円。

9 款諸収入、1 項と2 項で110 万7,000 円。

歳入合計で11 億1,190 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

「歳出」です。

1 款総務費、1 項から3 項で1,716 万7,000 円。

2 款保険給付費、1 項で10 億2,560 万円。

3 款地域支援事業費、1 項から3 項で6,570 万5,000 円。

4 款基金積立金、1 項で2 万8,000 円。

5 款諸支出金、1 項で40 万円。

6 款予備費、1 項で300 万円。

歳出合計で11 億1,190 万円とするものです。

こちら5 ページから22 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

次に、23 ページをお開きください。

こちらは「給与費明細書」です。

「1 特別職」で、介護認定審査委員4 名と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員10 名に係る報酬です。

本年度、「その他の特別職」の職員数は14 人。

報酬は「103 万4,000 円」となります。

表の1 番下、前年度との比較は、人数の増減はありませんが、第7 期の計画策定が終了することによる策定委員会開催回数減により報酬が14 万3,000 円減となるものです。

以上で議案第6 号の内容説明を終わります。

次に、議案第7 号平成30 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容を説明いたします。

予算書の1 ページをお開きください。

平成30 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 億6,840 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

「第1 表 歳入歳出予算」で、まず、「歳入」です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で1 億1,247 万2,000 円。

2 款国庫支出金、1 項で20 万6,000 円。

3 款繰入金、1 項で5,550 万1,000 円。

4 款繰越金、1 項で 1,000 円。

5 款諸収入、1 項と 2 項で 22 万円。

歳入合計で 1 億 6,840 万円とするものです。

次に、3 ページ、「歳出」です。

1 款総務費、1 項と 2 項で 166 万 3,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で 1 億 6,352 万 7,000 円。

3 款諸支出金、1 項で 21 万円。

4 款予備費、1 項で 300 万円。

歳出合計で 1 億 6,840 万円とするものです。

こちらから次ページ以降の「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第 7 号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第 4 号平成 30 年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第 9 号平成 30 年度別海町水道事業会計予算の 2 件について順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） それでは、まず、議案第 4 号の内容説明をいたします。別冊の平成 30 年度別海町下水道事業特別会計予算書を御用意願います。

1 ページをお開きください。

議案第 4 号平成 30 年度別海町下水道事業特別会計予算です。

平成 30 年度別海町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 2,440 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、継続費。

地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

第 3 条、債務負担行為。

地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

第 4 条、地方債。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

2 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算」です。

款の金額で申し上げます。

初めに、「歳入」です。

1 款分担金及び負担金、1 項で 134 万 2,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項と 2 項で 1 億 4,991 万 3,000 円。

3 款国庫支出金、1 項で 2 億 5,150 万円。

4 款繰入金、1 項で 2 億 9,363 万 5,000 円。

5 款繰越金、1 項で 1 万円。

6 款諸収入、1 項で70 万円。

7 款町債、1 項で2 億2,730 万円。

歳入合計で9 億2,440 万円とするものです。

次に、3 ページ、「歳出」です。

1 款総務費、1 項で1,845 万6,000 円。

2 款下水道施設費、1 項で3 億6,849 万円。

3 款集落排水施設費で、1 項と2 項で2 億9,383 万3,000 円。

4 款公債費、1 項で2 億1,976 万6,000 円。

5 款給与費、1 項で2,085 万5,000 円。

6 款予備費、1 項で300 万円。

歳出合計で9 億2,440 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

第2 表は、「継続費」です。

1 款1 項ともに下水道施設費です。

事業名は「特定環境保全公共下水道事業」です。

総額は「4 億2,410 万円」。

年割額は、「平成30 年度」が「1 億2,840 万円」、「平成31 年度」が「2 億9,570 万円」とするものです。

次に、「第3 表 債務負担行為」です。

負担事項の1 件目は「平成30 年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償」です。

これは、貸し付けした資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。

期間は「平成30 年度から平成35 年度まで」。

限度額は「210 万円」です。

続いて、2 件目は「別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担」でございます。

これは、平成30 年度融資分に対する利子補給です。

期間は「平成31 年度から平成35 年度まで」で、限度額は「1 万円」です。

次に、5 ページです。

「第4 表 地方債」です。

起債の目的、3 件ございます。

まず、1 件目でございますが、「特定環境保全公共下水道事業」、限度額「1 億1,730 万円」。

次に、「農業集落排水事業」、限度額は「8,000 万円」。

3 番目は「漁業集落排水事業」、限度額は「3,000 万円」。

合計限度額は「2 億2,730 万円」でございます。

起債の方法は「普通貸借」。

利率は「3.0%以内」。

償還の方法は、記載のとおりですので省略をさせていただきます。

次の7 ページから、「歳入歳出予算事項別明細書」については省略をいたします。

次に、19 ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

1の「一般職」です。

(1)は「総括」でございますが、上の表の下段、今年度と前年度の比較の欄で御説明をいたします。

まず、職員数に増減はございません。

給与費の給料は、47万7,000円の減。

職員手当は、19万8,000円の増。

給与費計で27万9,000円の減。

共済費は、37万3,000円の減。

合計で65万2,000円の減で、本年度の給与費は、2,085万5,000円となる予定です。

以下、21ページまでの「職員手当の内訳」、(2)の「給料及び職員手当の増減額の明細」及び(3)の「給料及び職員手当の状況」につきましては説明を省略させていただきます。

22ページをお開きください。

「継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」です。

計の欄で御説明をいたします。

まず、款項ともに「下水道施設費」となります。

事業名は「特定環境保全公共下水道事業」です。

全体計画事業費でございますが「4億2,410万円」。

うち平成30年度支出予定額が「1億2,840万円」。

平成31年度以降の支出予定額が「2億9,570万円」。

継続費の総額に対する進捗率は、平成30年度で「30.3%」となる予定でございます。

次に、23ページです。

「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

区分欄の「下水道事業債（一般分）」と「臨時財政特例債」の合計で申し上げます。

まず、平成28年度末の現在高、二つ合わせて「14億8,864万6,000円」。

平成29年度末の現在高見込額は「13億5,769万4,000円」です。

次に、平成30年度中増減見込みでは、平成30年度中起債見込額が「2億2,730万円」。

平成30年度中元金償還の見込額が「1億9,224万1,000円」。

最後に、平成30年度末現在高見込額は「13億9,275万3,000円」となります。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

引き続き、議案第9号の内容説明をさせていただきます。

別冊の平成30年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第9号平成30年度別海町水道事業会計予算です。

第1条、総則。

平成30年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

(1) は給水件数、7,191件です。

(2) で年間総給水量、515万5,768立方メートル。

(3) は1日平均給水量、1万4,125立方メートルとしております。

第3条、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、第1項と第2項合わせて10億3,903万4,000円。

支出は、第1款水道事業費用、第1項から第3項まで合わせて8億3,675万7,000円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,497万7,000円は、減債積立金1億4,970万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,401万9,000円、過年度分損益勘定留保資金2億7,125万1,000円で補てんするものとする。)

収入は、第1款資本的収入、第1項と第2項合わせて1億6,740万円。

支出が、第1款資本的支出、第1項から第3項合わせて6億2,237万7,000円でございます。

2ページをお開きください。

第5条、企業債です。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的「国営環境保全型かんがい排水事業」で、限度額は「1億5,640万円」。

起債の方法は「証書借入」。

利率は「3.0%以内」です。

償還の方法は、記載のとおりですので省略をさせていただきます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、5,044万8,000円。

(2) は交際費、5万円としております。

第9条、たな卸資産購入限度額です。

たな卸資産の購入限度額は、4,851万4,000円と定める。

3ページからの「予算実施計画」及び5ページからの「予算実施計画書」の説明は省略をさせていただきます。

次に、12ページをお開きください。

「平成30年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)」でございます。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れを表した

ものがございます。

説明は、各区分ごとの差引合計額で申し上げます。

まず、1番目でございますが「業務活動によるキャッシュ・フロー」。

差引合計で3億8,593万5,000円のプラス。

2といたしまして「投資活動によるキャッシュ・フロー」。

差引合計で4億2,765万1,000円のマイナス。

3は「財務活動によるキャッシュ・フロー」。

差引合計で669万3,000円のプラス。

3区分合計で「資金増減額」、3,502万3,000円のマイナスとなります。

よって、最下段の「資金期末残高」は、23億3,441万7,000円となる予定でございます。

次に、13ページ、「給与費明細書」です。

1の「総括」。

上の表の下段、比較の欄の合計で申し上げます。

職員数は、損益勘定支弁職員2名の減。

給与費は、給料で707万4,000円の減。

手当で298万円の減。

給与費計は、1,005万4,000円の減となります。

法定福利費が、340万9,000円の減。

合計で1,346万3,000円の減で、本年度合計5,044万8,000円となる予定でございます。

以下、15ページまでの「手当の内訳」、2の「給料及び手当の増減額の明細」及び3の「給料及び手当の状況」につきましては説明を省略させていただきます。

続いて、16ページをお開きください。

「債務負担行為に関する調書」でございます。

負担事項は「財務省用地賃貸料」。

限度額は「1万4,000円」です。

平成30年度以降の支払義務発生予定額は、「平成30年度」の期間で、前年同様の「7,000円」でございます。

以下、20ページまでの「別海町水道事業予定損益計算書」、「予定貸借対照表」及び「注記表」につきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第8号平成30年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） それでは、議案第8号の内容説明をいたします。

お手元の平成30年度町立別海病院事業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

平成30年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1 項病床数、84 床。

1 号一般病床、83 床。

2 号未熟児室、1 床。

2 項年間患者数、10 万 1,863 人。

1 号入院、2 万 4,455 人。

2 号外来、7 万 7,408 人。

3 項一日平均患者数、387 人。

1 号入院、67 人。

2 号外来、320 人。

4 項主要な建設改良事業。

院内総合情報システム整備事業、事業費で 1 億 6,588 万 5,000 円。

医療機械器具購入事業、5,014 万円。

西春別駅前診療所施設整備事業、250 万円。

町立別海病院増改築事業、1,005 万 6,000 円とする。

第 3 条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第 1 款病院事業収益、1 項から 3 項で 2 億 5,913 万円。

支出。

第 1 款病院事業費用で、1 項から 4 項で 2 億 4,318 万 7,000 円。

2 ページをお開きください。

第 4 条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,242 万 4,000 円は過年度分損益勘定留保資金 6,242 万 4,000 円で補てんするものとする。）。

収入です。

第 1 款資本的収入、1 項と 2 項で 2 億 9,806 万 3,000 円。

支出です。

第 1 款資本的支出、1 項と 2 項で 3 億 6,048 万 7,000 円。

第 5 条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、「院内総合情報システム整備事業」、限度額、「1 億 6,500 万円」。

同じく起債の目的、「医療機械器具購入事業」、「5,010 万円」。

「西春別駅前診療所施設整備事業」、「250 万円」。

「町立別海病院増改築事業」、「1,000 万円」。

起債の方法は、いずれも「証書借入」。

利率は、いずれも「3.0%以内」。

償還方法は、いずれも「借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。」。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000 万円と定める。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号職員給与費、13億4,424万4,000円。

2号交際費、130万円。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1号医師及び看護師等の研究研修に要する経費、426万8,000円。

2号病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,328万1,000円。

3号病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、1,100万円。

4号児童手当に要する経費、610万円。

5号院内保育所に要する経費、1,813万2,000円。

6号医師の派遣をうけることに要する経費、4,266万2,000円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2億5,900万円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品。

名称、スピード低温滅菌システム等。

数量、一式。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用出来るものとする。

5ページからの「予算実施計画」及び8ページから「予算実施計画説明書」は省略をさせていただきます、15ページをお開きください。

「平成30年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れを表したものです。

説明は、各区分ごとの差引合計で申し上げます。

一つ目の「業務活動によるキャッシュ・フロー」。

下段の差引合計で100万2,000円のマイナス。

「2 投資活動によるキャッシュ・フロー」。

差引合計で2億3,470万5,000円のマイナス。

右側に移りまして、3番「財務活動によるキャッシュ・フロー」。

差引合計で1億7,632万2,000円のプラスとなります。

区分合計での「資金増加額」は、右下下段、下から3段目で5,938万5,000円のマイナスとなりまして、最下段にあります「資金期末残高」の予定額は、7,840万9,000円となる見込みでございます。

続きまして、16ページお願いいたします。

「給与費明細書」です。

「1. 総括」の下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数、増減はございません。

給与費。

給料、1,205万8,000円の増。

報酬・賃金、4,045万8,000円の減。

手当、4,159万4,000円の減。

給与計で6,999万4,000円の減となります。

法定福利費、2,422万3,000円の増。

合計で4,577万1,000円の減となり、本年度合計で13億4,424万4,000円の予定となっております。

以下、21ページまでの「手当の内訳」、「給料及び手当の増減額の明細」、「給料及び手当の状況」及び25ページまでの「町立別海病院事業予定損益計算書」、「予定貸借対照表」と「注記表」につきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で議案第2号から議案第9号までの平成30年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

平成30年度別海町各会計予算の8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第9号までの8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の名称は平成30年度別海町各会計予算審査特別委員会とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において、先例に基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に9番沓澤議員、副委員長に6番森本議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に9番沓澤議員、副委員長に6番森本議員と決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による平成30年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は、省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は、省略することに決定いたしました。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 10 議案第 18 号

○議長（松原政勝君） 日程第 10 議案第 18 号別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 議案第 18 号別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について説明いたします。

議案 17 ページをお開きください。

本条例の制定は、平成 26 年度に交付された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律第 6 条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は、平成 30 年 4 月 1 日以降、市町村が実施することとされました。

これに伴い、指定居宅介護支援事業所の基準等を、現在、道の条例で定められている事項を町条例で定めるものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料にて説明いたします。

議案資料 1 ページをお開きください。

1 の「条例の趣旨・経緯」につきましては、ただいま冒頭で申し上げましたとおり、介護保険法の改正に伴い、町条例で指定居宅介護支援事業所の基準等を定めるものです。

次に、2 の「条例の委任事項」は 3 点で、1 点目、指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格。

2 点目、指定居宅支援の事業の人員及び運営に関する基準。

3 点目、基準該当居宅介護支援の事業人員及び運営に関する基準となります。

続いて、3 の「基準類型」とは、市町村は、条例の策定に当たりまして、国の基準に基づき定める必要があります。

基準類型には、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とがあります。

「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは、許されないものを言います。

「参酌すべき基準」とは、地方自治体が、十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものです。

次に、居宅介護支援事業所についてですが、サービスの内容は、在宅の要介護者についてのケアマネジメントです。

要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス及び必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合は、紹介等を行う事業所です。

町内における事業所は、皆様御承知のとおり、役場庁舎 1 階、居宅介護支援事業所のほ

か、ケアサポート社協など3カ所の事業所が指定を受けています。

次に、2ページ、4の「条例の内容」についてです。

条例の規定内容を「主な規定項目」、「省令で示された内容と基準類型との関係」で示した表となります。

「主な規定項目」で説明いたします。

本条例は6章からなり、まず、「第1章 総則」は、法の規定に基づき基準について定めるという趣旨となります。

「第2章 指定居宅介護支援事業者の指定」では、指定に係る申請要件の規定で、要件は法人となります。

「第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針」では、利用者の自立した日常生活を営むことなどの配慮など、利用者に対する方針や各事業者及び介護保険施設等との連携に努めることを規定しています。

「第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準」は、従業者の員数、管理者の基準の規定です。

「第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」では、基準類型の従うべき基準と参酌すべき基準に分け、記載しています。

主な規定内容は、サービスの供用開始に際し、その内容及び手続の説明及び同意や提供拒否の禁止。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針のほか、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認など、3ページの中段、記録の整備まで、具体的な運営に関する基準を規定しています。

3ページをお開きください。

第5章の最終項目、記録の整備（第31条第2項）につきましては、町独自の基準としています。

最後の章、「第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準」となります。

基準該当居宅介護支援の事業とは、介護保険法における指定要件の一部を満たさないが、一定の水準を満たすと保険給付の対象とすることができる事業のことで、前3章の規定の準用について規定するものです。

続いて、5の「条例の施行期日」は、平成30年4月1日とするものです。

ただし、第15条第20号に定める届け出については、平成30年10月1日からの施行とするものです。

続いて、6の「経過措置」としまして、第5条第2項では、管理者は、主任介護支援専門員と規定していますが、平成33年3月31日までは、介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることができるとするものです。

最後に、7の「町の考え方」ですが、条例で定める基準は、「参酌すべき基準」の一部を除き、省令どおりの基準に基づき条例を制定します。

町独自の基準とした項目は、記録の整備（第31条第2項）で、基準省令においては、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に挙げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされていますが、保険者の介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年間であることから、介護報酬の算定に必要な記録のため、「5年間保存しなければならない。」と独自基準で規定するものです。

以上で議案第18号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第18号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託をいたします。

◎日程第11 議案第19号

○議長（松原政勝君） 日程第11 議案第19号別海町生乳流通安定対策事業受益者負担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 議案第19号別海町生乳流通安定対策事業受益者負担金徴収条例の制定について説明いたします。

議案書の33ページをお開きください。

初めに、条例の制定理由ですが、本町では、町が実施する公道の整備と一体的に、私道である生乳搬出路における路面滑落等による不衛生化を防止し、農場防疫の強化を図るため、砂利道をグレーダーで整備する路面整正を実施するとともに、気象状況に起因する生乳廃棄を未然に防止するため除雪事業を実施することで、酪農家の健全な営農をサポートしてきました。

これまで、事業の継続性の必要性については、検討を重ねてきましたが、路面整正については、各農家では専用機械を所有していないとともに、除雪については、気象状況や農家所有機械の能力によっては対応し切れない場合があることから、町内農業協同組合及び酪農家から強い要望が寄せられている状況にあります。

そのため、引き続き本事業を実施することにより、生乳の搬出に係る経路を維持・確保し、生乳流通の安定化を図り、本町酪農の健全な発展及び町民への牛乳・乳製品の安定供給を図ることが重要と考えております。

本事業に関しましては、事業運営や公平性の観点から、従前のおり受益者から料金を徴収することが適当であるため、地方自治法に基づき負担金の徴収を行うことで、事業をより一層円滑に実施することが可能となり、さらに会計処理の適正化に資することから本条例を制定するものでございます。

それでは、議案書を朗読して、内容説明にかえさせていただきます。

議案書33ページ、中段でございませう。

別海町生乳流通安定対策事業受益者負担金徴収条例。

第1条、趣旨。

この条例は、別海町が実施する別海町生乳流通安定対策事業に要する費用について、地方自治法第224条の規定による負担金の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

第2条、負担金の額。

負担金の額は、事業実施年度ごとに町長が定める。

第3条、納入義務者。

負担金は、事業の実施により利益を受ける者から徴収する。

第4条、徴収の方法。

負担金は、町長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

第5条、負担金の納期。

負担金の納期は、当該年度内においてその都度町長が定める。

第6条、委任。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第19号の内容説明を終わります

○議長（松原政勝君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この後、常任委員会に付託されるということですから、そこで論議がされるものと思いますが、1点だけ確認させていただきたいのが、今の部長の説明の中で、従前のように徴収するという文言があったかなというふうに思います。

ということは、従前、徴収をされていたという理解でよろしいか、ということで、そして、その金額についてはですね、どのように決められていたかということもあわせて御説明いただければと思います。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今までも料金を徴収して、路面整正や除雪を行っていたということでございます。

料金につきましては、設定の理由でございますが、生乳の搬出に要する部分の延長によって区分し、「北海道建設部土木工事積算要領」や「建設機械等損料及び単価表」をもとに単価を設定しているものでございます。

その単価の実施回数に乗じて算出するもので、具体的に申し上げますと、平成29年度実績でございますが、路面整正については、300メートル未満1回当たり1,700円、300メートル以上1回当たり2,800円。

除雪につきましては、500メートル未満1回当たり4,200円、500メートル以上1回当たり6,400円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております別海町生乳流通安定対策事業受益者負担金徴収条例の制定の件は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

◎日程第12 議案第20号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第20号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 議案第20号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は35ページから36ページ、議案資料は4ページにあります。

平成29年6月9日に公布された改正地方自治法による監査体制の見直しにより、監査委員に監査専門委員を置くことができることとされました。

監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聞いて選任するものとされたことから、監査専門委員の報酬額を新たに規定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、報酬額につきましては、監査専門委員は、本条例で定めている地方自治法第174条の規定に基づく専門委員と同様に、専門の学識経験を有するものと規定されていることから専門委員と同額の日額3万円以内とするものです。

それでは、議案の内容を説明いたします。

議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたします。

議案資料の4ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

別表第1中、6の項、「地方自治法第174条に基づく専門委員」の次に「及び同法第200条の2に基づく監査専門委員」を加え、改正後の欄のとおり別表を改めるものです。

以上が、本条例の改正内容になります。

また、附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第20号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第21号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第21号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 議案第21号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は37ページから38ページ、議案資料では5ページから7ページになります。

本条例の改正は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言がされたことに伴い、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準じて、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情を追加する等所要の改正を行おうとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたします。

議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたします。

議案資料の5ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後になります。

5ページ、第3条は、再度の育児休業を取得することができる特別の事情についてです。

現行条例では、再度の育児休業を取得することができる特別の事情を、配偶者の負傷または疾病による入院、配偶者との別居等、育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について、育児休業をしなければ、その養育に著しい支障を生じることとなったことと定めております。

今回の改正では、当初入園を予定していた保育所等に入ることができない場合につきまして、特別の事情に追加するものです。

なお、保育所等とは、児童福祉法に規定する認可の保育施設を言います。

改正の内容ですが、第6号に「児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等という。」）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」、これを加え、育児休業の再度の取得要件を見直すというものです。

次に、6ページです。

次の第4条は、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情についてです。

第3条の改正と同様に、当初入園を予定していた保育所等に入ることができない場合について、特別の事情に追加をしようとするものです。

現行の特別の事情に「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、育児休業期間の再度の延長の要件を見直すというものです。

次の第10条は、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情についてです。

第3条及び第4条の改正と同様に、当初入園を予定していた保育所等に入ることができない場合につきまして特別の事情に追加しようとするものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上で議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第22号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第22号別海町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（皆川 学君） 議案第22号別海町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

議案39ページをお開きください。

本条例の別海町総合計画策定審議会は、地方自治法の規定に基づく審議会であり、町が策定する総合計画に関し、必要な調査や審議を行うための機関となっております。

この必要な調査や審議に当たっては、審議会の中に専門部会を設置して、各専門部会に付託された事項について、それぞれ審議・答申することになっています。

今回の条例改正につきましては、現在の役場内組織における各部等の名称に合わせ、この専門部会が担う役割と調査・審議する案件を明確にするため、専門部会名を改正するものであります。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の8ページをお開きください。

新旧対照表となっております。

右側が改正前、左側が改正後となっております。

右側、改正前の第5条第1項第1号の「行財政部会」、第2号の「民生部会」、第5号の「教育文化部会」を左側、改正後の第1号「総務部会」、第2号「福祉医療部会」、第5号「教育部会」にそれぞれ改めるものです。

なお、附則としまして、本条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第23号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第23号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮本栄一君） 議案第23号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書40ページをお開き願います。

子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設の利用者負担額は、所得に応じた負担となり、国の基準額の範囲内で市町村が定めることとされ、本町では、町独自の子ども・子育て支援策として、国の基準額の50%を利用料金としているところであり、さらに、独自の多子世帯軽減策として、全ての所得階層区分の世帯が、同一の多子軽減措置を受けられるよう所得制限を撤廃しているところです。

本条例の一部改正は、国が推進する幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みの一つとして、平成30年度から行う子ども・子育て支援新制度における保育所等の利用者負担額の軽減の拡充に伴い、本町の利用者負担額を改正しようとするものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料9ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正前の別表第1、第3区分の利用者負担額「7,000円」を左側の改正後においては「5,000円」に改正するものです。

なお、附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で議案第23号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第23号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第24号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第24号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議案第24号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書42ページをごらんください。

介護保険法に基づき介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行い、それとあわせて介護保険料も見直すこととなります。

平成30年度から平成32年度までの3年間の第7期介護保険事業計画期間における介護保険料は、改定は行わず、据え置くこととし、第6期において導入をした低所得者の軽減措置についても制度を継続し、現在の介護保険料の適用となる期間を平成30年度から平成32年度へ変更する改定を行います。

また、介護保険法の一部が改正され、第6段階から第8段階までの合計所得の条件がそれぞれ引き上げられたこと、過料の対象が改正されたことなどから条例の改正を行うものです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の10ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後となります。

説明は、改正後の欄でいたします。

第4条、保険料率について。

条例で定める保険料率の採用する期間を「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度」までに改めるものです。

保険料率の適用を第7期の3年間とするための改正です。

第4条第1項第6号アにつきましては、「地方税法に規定する合計所得金額」の後に「租税特別措置法の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」を加えるものです。

租税特別措置法に規定のある土地の譲渡におきましては、該当する規定ごとに特別控除

を受けられることとなっております。

これらに該当する場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した額が、第4条第1項第6号アに規定する合計所得となるものです。

続いて、11ページをお開きください。

第4条第1項第7号アにつきましては、第7号で規定する第7段階の合計所得金額の上限を「190万円未満」から「200万円未満」に改めるものです。

第4条第1項第8号アにつきましては、第8号で規定する第8段階の合計所得金額の範囲を「190万円以上290万円未満」から「200万円以上300万円未満」に改めるものです。

11ページ下段から12ページです。

第11条、保険料の減免につきましては、第4号の後、「(5) 第1号被保険者が譲渡所得の全部又は一部を自己の居住用資産の購入に充てた場合において、当該資産の購入に充てた譲渡所得があることにより、当該資産の購入に充てた譲渡取得がなかったとした場合の保険料率よりも高額な保険料率の適用を受けたこと。」を加えるものです。

土地等の売却によりまして譲渡所得が生じ、その所得によって保険料率の段階が上がった場合については、その売却による収入を居住用の土地等の購入に充てたとき、減免の対象とすることができるものとするものです。

第15条、罰則におきましては、条中の「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものです。

こちらにつきましては、過料の対象を第1号被保険者の配偶者等に特化するというのは、公平性を欠くという考え方によるものです。

附則第6条、延滞金の割合等の特例につきましては、租税特別措置法後の「(昭和32年法律第26条)」を削るものです。

こちらにつきましては、条項の整理です。

13ページをお開きください。

附則としまして、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

第2条、経過措置で定めます保険料率は、平成30年度分の保険料率から適用し、平成29年度以前の年度の保険料率は、なお従前のおりとするものであります。

第3条、平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の特例です。

第1段階及び第2段階の保険料率は、低所得者における保険料の軽減対策として、国の保険料軽減強化、町の特別の基準により軽減を図る規定です。

この軽減につきましては、第6期におきましても同様に適用されており、軽減された保険料率を第7期においても引き継ぐものであります。

なお、本件の改正により平成30年度から平成32年度の保険料率の適用期間、保険料の各段階における所得の範囲などにつきましては、議案資料の15ページの一覧表にまとめております。

そちらのほうにつきましては、後ほどごらんください。

以上で別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第24号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第25号から日程第19 議案第27号

○議長（松原政勝君） 日程第17 議案第25号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18 議案第26号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19 議案第27号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議案第25号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第27号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これら3件につきましては、いずれも国の基準の改定に伴う条例改正でありますので、一括して内容を説明いたします。

各種介護サービス事業の基準につきましては、介護報酬に係る改定とあわせて、社会保障審議会・介護給付分科会の審議を踏まえ3年に一度改正が行われており、平成30年度におきましても関係省令の一部改正が行われます。

今般、条例改正を行う指定地域密着型サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援等事業の基準は、省令の基準を踏まえて町の条例で定めるとされていますので、関係省令の改正を受けて条例を改正する必要が生じたものです。

議案書の44ページをお開きください。

最初に、議案第25号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の72ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の制定説明資料です。

1番の「条例改正の背景」につきましては、冒頭の説明のとおりでありますので省略を

いたします。

「2 主な改正内容」です。

1 点目は「共生型居宅サービスに係る基準の整備」です。

平成29年、法改正により、平成30年度から「共生型サービス」という類型が新設されます。

このサービスは、高齢者や障害を持つ方がともにサービスを利用できるもので、使われてきた事業所や地域の実情に合わせた人材を活用しながらサービスを行うものです。

共生型サービスにつきましては、介護保険または障害福祉制度のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の指定を受けやすくなるよう特別な基準を整備することとなっており、市町村においても、条例で共生型サービスに係る指針を定めなければならないとされています。

共生型サービスに係る基準は、平成30年基準改正省令により「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の基準省令に規定を追加する形で定めることとなっております。

73ページをお開きください。

2 点目は「介護医療院の創設に伴う改正」です。

平成29年の法改正により、平成30年度から「介護医療院」という新たな類型が創設されます。

介護医療院とは、主に長期にわたって療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を行う施設です。

介護医療院の創設に伴い、現行の条例の中で介護保険施設や介護サービスの類型を列挙している箇所や、施設管理、サービス内容及び基準等を言及している箇所に介護医療院の名称をつけ加えます。

3 点目は「認知症」の定義に係る改正」です。

認知症の定義は介護保険法第5条の2でありましたが、平成29年、法改正によりまして、介護保険法第5条の2第1項に改められたことにより、第5条の2を引用している箇所を第5条の2第1項に改めます。

4 点目は「指定地域密着型サービス事業者のうち、看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請者の資格要件に係る規定の改正」です。

看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請者について、現行は法人であることが必要です。

医療法の許可を受けた診療所が、宿泊室の兼用で病床の届出をすることが認められることとなります。

また、介護支援専門員を配置していないサテライト型事業所の基準についても新たに創設されます。

5 点目は「基準の見直しに伴う改正」です。

基準となる国の省令の改正に伴い、それぞれのサービスに対応する条例を改正します。

6 点目は、これまで説明をいたしました5点の改正に伴い、条文の繰り下げや引用条文の整備等が生じたために改正を行うものです。

74ページをごらんください。

「3 条例改正の内容」です。

1点目の「共生型居宅サービスに係る基準の整備」につきましては、本条例「第3章の2 第4節 運営に関する基準」の次に「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準」を新たに追加し、5節を6節に繰り下げるものです。

追加されるサービスの種類は「共生型地域密着型通所介護」で、そのサービスに関する基準と運営に関する基準は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を準用する条の2条を追加するものです。

2点目の介護医療院の創設に伴う改正につきましては、第6条を初めとする13条に、平成30年4月1日から介護保険施設の新たな類型として「介護医療院」が創設されることに伴い、介護保険施設等を列挙している箇所に「介護医療院」を追加するものです。

3点目は「認知症」の定義に係る改正」です。

改正箇所は、第59条の9の条中です。

75ページをお開きください。

4点目、「指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者の資格要件に係る規定の改正」です。

第191条では、サテライト小規模多機能型居宅介護の基準に準じて、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者は、本体事業所との兼務などによりサテライト看護小規模多機能型居宅介護に配置しないことができる、などの従業員の条件について改め、第195条では、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床を看護小規模多機能型居宅介護の宿泊室として兼用できることを加え、第202条では、看護小規模多機能型居宅介護における重要事項に関する基準は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営に関する基準を準用しており、読みかえに伴う条例の定義を改めるものです。

76ページをごらんください。

5点目は「基準の見直しに伴う改正」です。

いずれの改正におきましても省令と同じ内容であります。

各サービスごとに改正項目として挙げております準用の欄につきましては、読みかえに伴う条中の定義を改めるものであります。

各サービスにおける重要事項に関する基準は、定期巡回・随時対応型訪問介護の運営に関する基準を準用しておりますので、それぞれのサービスの場面の改正につきましては説明を省略させていただきます。

最初に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では、第6条の訪問介護のサービス提供者の経験年数等の職員配置の条件を、第39条の地域との連携に関し、介護・医療連携推進会議の回数を改めるものです。

「夜間対応型訪問介護」においては、第47条のサービス提供者の経験年数を「3年以上」から「1年以上」に改めるものです。

「指定地域密着型通所介護」においては、準用規定の改正です。

77ページをお開きください。

「指定療養通所介護」においては、第59条の25で規定する利用定員数を「9人以下」から「18人以下」に改めるものです。

「認知症対応型通所介護」においては、第65条で規定するユニット型地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に改めるものです。

「小規模多機能型居宅介護」におきましては、第82条にサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を加えるものです。

「認知症対応型共同生活介護」及び次の欄の「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」においては、第117条及び第138条で身体的拘束等のさらなる適正化を図るために運営基準に必要な措置を定めます。

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」においては、第157条で規定する取扱方針に身体的拘束等の適正化を図るための措置を加え、緊急時等の対応を規定する第165条の2を加えるものです。

「ユニット型介護老人福祉施設」においては、第182条で規定する取扱方針に身体拘束等の適正化を図るための措置を加えるものです。

続きまして79ページをお開きください。

6点目につきましては、これまで説明をいたしました1点目から5点目までの改正等に伴い、条文の繰り下げや引用条文の整備が生じるための改正を、第2条を初めとする25条及び附則について行うものであります。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で議案第25号の内容説明を終わります。

次に、議案書55ページをお開きください。

議案第26号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案の朗読については省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の88ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の制定説明資料です。

1の「条例改正の背景」につきましては、冒頭で説明をしたとおりでありますので省略をいたします。

「2 主な改正内容」につきましては、介護医療院の創設に伴う改正と基準の見直しに伴う改正の2点です。

89ページをお開きください。

「3 条例改正の内容」です。

1点目、「介護医療院創設に伴う改正」につきましては、第5条を初めとする8条に「介護医療院」を加えるものです。

2点目、「基準の見直しに伴う改正」につきましては、「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」のサービスにおいて、第9条で規定する利用定員数等を「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に改めます。

「介護予防認知症対応型共同生活介護」のサービスにおいて、第78条で規定する身体の拘束等の禁止の条に、身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置の1項を加えます。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で議案第26号の説明を終わります。

続いて、議案書57ページをお開きください。

議案第27号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について内容を説明します。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料で説明をいたします。

議案資料95ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の制定説明資料です。

1の「条例改正の背景」につきましては、議案第25号及び議案第26号と同様です。

冒頭に説明したとおりでありますので説明は省略いたします。

2点目、「主な改正内容」につきましては、基準の見直しに伴う改正と改正に伴う条項の繰り下げ等の整理の2点であります。

96ページをごらんください。

「3 条例改正の内容」です。

1点目は、「基準の見直しに伴う改正」です。

「指定介護予防支援」のサービスにおいては、趣旨及び基本方針では、第2条に連携の相手方として指定特定相談支援事業者を加えるものです。

運営に関する基準では、第6条に利用者または家族に対し複数の指定介護予防サービス事業者を紹介することなどを加えるものです。

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、第32条に介護予防サービス計画作成時には、利用者及びその家族の参加を基本とすることなどを加えるものです。

2点目、「その他、上記の改正に伴う条文の整備等」につきましては、6条、32条について整備するものであります。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で議案第25号、議案第26号及び議案第27号の内容説明について終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第25号、議案第26号及び議案第27号の3件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第28号

○議長（松原政勝君） 日程第20 議案第28号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 議案第28号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の59ページをお開きください。

本条例の改正は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、本年4月1日から施行され、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、市町村に設置する国民健康保険運営協議会について、新たに名称規定を設けるため条例の一部を改正しようとするものです。

また、本年4月から始まる新たな国民健康保険制度において、道内の統一的な運営方針である「北海道国民健康保険運営方針」の中で、葬祭費の支給額を道内で3万円に統一し、

国保事業費納付金の算定に含めることとしたことから、葬祭費の支給額についても改正を提案するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の97ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

目次中及び第2章の名称を「別海町国民健康保険運営協議会」に改めます。

改正前第2条についても、「国民健康保険運営協議会」を「別海町国民健康保険運営協議会」に改め、第2条の2とし、第2条に表題を「名称」とし、国民健康保険法の規定により市町村に置く市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を「別海町国民健康保険運営協議会」とする規定を追加します。

98ページです。

第6条第4号については、第2条に略式規定を設けたことにより改めるものです。

第8条は、葬祭費の支給額を道内統一とすることから、「1万円」を「3万円」に改めるものです。

99ページをお開き願います。

附則としまして、第1項では、施行期日を平成30年4月1日とし、第2項では、経過措置として、条例の施行の日の前日までに執り行われた葬祭費については、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるとします。

以上で議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第29

○議長（松原政勝君） 日程第21 議案第29号別海町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 議案第29号別海町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書61ページをお開きください。

本条例の改正は、本年4月から始まる新たな国民健康保険制度において、国民健康保険事業に係る保険給付に要する費用は、道からの交付金により全額賄われることとなることから、保険給付費の急増等を理由とする基金の目的及び処分について見直しを行い、国民健康保険の安定のため広く活用できるよう条例の改正を提案するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の100ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第1条は、基金の「目的」について。

改正前では、「災害の発生、伝染病のまんえん等非常の場合の保険給付費の急増」、または「保険財政の財源不足を生じたときの財源を積み立てるため」とする目的を、改正後は、「国民健康保険の安定に資するため」とし、基金の名称を「財政調整基金」から「国民健康保険財政調整基金」に改めるものです。

第7条は、基金の「処分」について。

改正前では、処分の該当要件を「非常の場合の保険給付の急増による財源不足」、「経済事情の変動による著しい財源不足」の場合の財源に充てるときと限定していたものを、改正後は、「第1条に規定する基金の目的のため町長が必要であると認めたとき」に処分することができるよう改めるものです。

また、附則としまして、条例の施行日を平成30年4月1日とするものです。

以上で議案第29号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第30号

○議長（松原政勝君） 日程第22 議案第30号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 議案第30号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書62ページをお開きください。

本条例の改正は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、本年4月1日から施行され、「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正により住所地特例の規定が見直されることに伴い、所要の改正をするものです。

見直しされた内容は、老人福祉施設や社会福祉施設等の住所地特例対象施設に入所するために住所を変更したことにより、入所する前の住所地の被保険者となる住所地特例対象者について、改正前では、国民健康保険の住所地特例対象者が75歳に達したときは、入所施設所在地の後期高齢者医療広域連合が行う後期の被保険者となることとされておりましたが、改正後は、国保であった住所地特例を引き継ぎ、現住所地の後期高齢者医療広域連合が行う後期の被保険者となるものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の101ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正する箇所は、第3条の「町が保険料を徴収すべき被保険者」です。

まず、第2号は、第55条第1項または第2項の規定の適用を受ける被保険者に準用する場合を含む規定を追加しております。

第3号は、今回改正により追加するもので、国民健康保険の被保険者であって住所地特例を受けているものが、75歳に達したとき、または障害により認定を受け、後期高齢者医療の対象となったものを追加するものです。

また、附則としまして、条例の施行日を平成30年4月1日とするものです。

以上で議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第31号

○議長（松原政勝君） 日程第23 議案第31号別海町老人保健施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（川畑智明君） 議案第31号別海町老人保健施設設置条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書63ページをお開きください。

別海町老人保健施設は、介護老人保健施設事業、短期入所療養介護事業及び介護予防短期入所療養介護事業、通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業の3事業を実施しています。

本条例の一部改正は、通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業に短時間リハビリテーションを追加することにより、多様化する住民ニーズに対応するものとして、条例第3条第3号に1日の利用定員を5名追加し、25名とするものです。

また、生活保護法を引用する規定が未改定であったことから整理するものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所につきまして議案資料により御説明いたします。

議案資料の102ページの新旧対照表をお開きください。

条例の一部改正する条例の新旧対照表です。

右が改正前、左が改正後となります。

また、下線部分が改正箇所となります。

第3条第3号は、短時間リハビリテーションの実施に伴い、1日の定員を5名追加し、25名とするものです。

第5条は、生活保護法第15条の2第1項第5号の規定に基づく介護予防を利用対象者として追加するものです。

また、附則としまして、本条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第32号

○議長（松原政勝君） 日程第24 議案第32号別海町国営土地改良事業負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 議案第32号別海町国営土地改良事業負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書64ページをお開きください。

本条例については、農用地の利用の集積を加速化するため土地改良事業を円滑に実施する必要があることから、土地改良法等の一部が改正されたことにより、土地改良法等を引用している本条例の条項の修正及び条文の整理を行うものです。

議案書の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料103ページをお開き願います。

本改正案の新旧対照表となります。

右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となります。

改正後の欄で説明いたします。

第5条第2項第1号中「年5パーセント」を「土地改良法施行令第53条第2項本文の農林水産大臣の定める率」に改めるものです。

次に、第5条第2項第2号及び第3号中「年5パーセント」を「農林水産大臣の定める率」に改めるものです。

次に、第5条第3項中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改め、同項中、平仮名のすべてを漢字に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第33号

○議長（松原政勝君） 日程第25号 議案第33号別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 議案第33号別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収

に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書 65 ページをお開きください。

本条例については、農用地の利用の集積を加速化するため土地改良事業を円滑に実施する必要があることから、土地改良法等の一部が改正されたことにより、土地改良法等を引用している本条例の条項の修正を行うものです。

議案書の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料 105 ページをお開き願います。

本改正案の新旧対照表となります。

右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となります。

改正後の欄で説明いたします。

第 3 条第 1 項中「第 113 条の 2 第 3 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改め、第 4 条中「第 88 条」を「第 87 条の 5」に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上議案第 33 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 33 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 26 議案第 34 号

○議長（松原政勝君） 日程第 26 議案第 34 号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第 34 号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は 66 ページ、議案資料は 107 ページになります。

本条例の改正は、農業集落排水事業の機能強化対策にて、西春別地区排水処理施設改築更新事業の新規採択を受けるにあたり、地区の現況の見直しが必要であったことから、平成 28 年度に実施しました農業集落排水施設の調査診断業務において、地区の現況を調査した結果、計画処理対象人口が、定住及び流入人口の変動により平成 4 年の当初計画値に比べ減少しているため、現況の人口にあわせて別海町集落排水施設設置条例の一部を改正するものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の 107 ページをお開きください。

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

右側、改正前の第 2 条の表の「西春別農業集落排水施設」欄の計画人口「460 人」を、左側、改正後の「320 人」に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第35号

○議長（松原政勝君） 日程第27 議案第35号別海町農業機械の設置及び管理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 議案第35号別海町農業機械の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書67ページをお開きください。

本条例については、農業の多様化や担い手不足、高齢化等による農家の労働過重を軽減するとともに、効率的な農作業の確保を図ることを目的に、平成12年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用して導入した農業機械の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めたものです。

管理運営については、同条例及び同条例施行規則に基づき中春別農業協同組合に委託することで、本町農業の安定的発展に重要な役割を果たしてきましたが、近年、1経営体当たりの労働負担は増加傾向にあり、今後ともより一層アウトソーシング体制の整備による労働力負担の軽減を図ることが重要となっています。

そうした中、本農業機械は、導入から相当な期間が経過する一方、町において今後の利用更新計画を有していないことから、多様化する酪農家ニーズに迅速かつ安定的に対応するためには、農業協同組合が主体となった計画的な更新等による効率的な運営が必要です。

以上のことから、農業機械の長期にわたる管理運営により培ったノウハウを活用することができる中春別農業協同組合に本農業機械を譲渡することで、計画的かつ弾力的な運営により地域農業経営の持続的発展が図られることから本条例を廃止するものです。

それでは、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

別海町農業機械の設置及び管理条例を廃止する条例。

別海町農業機械の設置及び管理条例は、廃止する。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものです。

以上、議案第35号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第36号

○議長（松原政勝君） 日程第28 議案第36号工事請負契約の締結について（根室中

部3号主要幹線改良舗装工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 議案第36号の内容説明をいたします。

議案の68ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億3,911万2,000円(内消費税及び地方消費税額1,771万2,000円)。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、1月15日から2月2日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は3月2日、株式会社別海、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社、山下建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億2,300万円、最低入札価格は2億2,140万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から11月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の108ページをお開きください。

議案資料109ページまでが、本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海市街から奥行方面に向かいます国道243号線から主要道道別海厚岸線に至る計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示す1,250メートルについて車道幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料109ページには、本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で議案第36号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第37号

○議長(松原政勝君) 日程第29 議案第37号工事請負契約の締結について(中西別

上風連線改良舗装工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 議案第37号の内容説明をいたします。

議案の69ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億3,792万4,000円(内消費税及び地方消費税額1,762万4,000円)。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、1月15日から2月2日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、3月2日、株式会社別海、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社、山下建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除きます最高入札価格は2億2,150万円、最低入札価格は2億2,030万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から11月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の110ページをお開きください。

111ページまでが、本案工事の資料となっております。

工事の場所は、中西別市街から矢臼別演習場に向かう計画路線中、赤色の実線で示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示す801.763メートルについて車道の幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の111ページには、本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第37号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第30 議案第38号

○議長(松原政勝君) 日程第30 議案第38号工事請負契約の締結について(西春別

駅前団地公営住宅改修建築主体工事（４号棟）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第３８号の内容説明をいたします。

議案の７０ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり予定価格が５,０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

１、契約の目的、西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（４号棟）。

２、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

３、契約金額、７,６０８万６,０００円（内消費税及び地方消費税額５６３万６,０００円）。

４、契約の相手方、野付郡別海町別海新栄町９番地、株式会社佐々木建設工業、代表取締役、佐々木仁。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、１月１５日から２月２日までの休日を除く１５日間。

応募者数は６者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、３月２日、株式会社佐々木建設工業、島影建設株式会社、みどり建工株式会社、株式会社工藤建設、株式会社岡田工務店、近藤建設株式会社の６者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は７,０８５万円、最低入札価格は７,０４５万円で、最低入札者であります本案の株式会社佐々木建設工業と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から１２月１０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の１１２ページをお開きください。

１１５ページまでが、本案工事の資料となっております。

工事の場所は西春別駅前柏町７番地の１。

工事の概要ですが、工事名は西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（４号棟）。

構造はセラミックブロック造２階建（１棟１２戸）。

延べ床面積は１,０３３.９７平方メートル。

建築面積は６３０.９２平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部は、給水・給湯・排水管の交換に伴います床・壁・天井の張りかえ、流し台・ガスコンロ台・吊戸棚・洗面化粧台の交換。

外部は、外壁を湿式外断熱工法で改修し、屋根は、耐候性塗材による塗りかえ。

建具につきましては、アルミ建具を断熱アルミ建具に交換するものです。

１１３ページをお開きください。

左側は、付近の案内図。

右側の配置図ですが、工事建物は、５棟並んだ建物の右上側になります。

参考資料といたしまして、１１４ページに１階と２階の平面図、１１５ページには、それぞれの方角から見た立面図を掲載しております。

以上で議案第３８号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第３８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） この公営住宅は、いつ建てられたものかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（山岸英一君） この建物は、平成7年度に建てたものでございます。
以上でございます。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで10分間、会議を休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第31 議案第39号

○議長（松原政勝君） 日程第31 議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第39号の内容説明をいたします。

議案の71ページをお開きください。

議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により総合整備計画を変更する場合にも同様とされておりますことから、計画の内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了しておりますことを申し添えます。

今回変更するのは、尾岱沼、床丹、上春別の三つの辺地です。

72ページにお進みください。

まず、「尾岱沼辺地総合整備計画」です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は「平成29年度から平成33年度までの5年間」で、今回は「第1次の変更」です。

変更の内容ですが、下段、3番の表になります。

経営近代化施設として、「ウニ種苗センター改修事業」の事業費、「1億9,393万3,000円」を新たに追加するもので、当該事業の財源は全額一般財源とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1億9,390万円」とするものです。

また、観光レク施設として、「尾岱沼ふれあいキャンプ場改修事業」の事業費、

「2,070万円」を新たに追加し、当該事業の財源につきましても全額一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2,070万円」とするものです。

変更後の尾岱沼辺地全施設の事業費合計は「2億7,263万3,000円」となります。

73ページをお開きください。

次に、「床丹辺地総合整備計画」です。

床丹辺地の総合整備計画は「平成29年度から平成33年度までの5年間」で、今回は「第1次の変更」です。

変更内容は、下段、3番の表になりますが、通学バスとして、「スクールバス購入事業」の事業費、「1,060万円」を新たに追加するもので、当該事業の財源は、特定財源を「377万円」、一般財源を「683万円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「680万円」とするものです。

変更後の床丹辺地全施設の事業費合計は「1,750万円」となります。

74ページをお開きください。

最後に、「上春別辺地総合整備計画」です。

上春別辺地の総合整備計画は「平成26年度から平成30年度までの5年間」で、今回は「第3次の変更」です。

変更の内容は、下段、3番の表になりますが、交通道路施設について、「橋梁長寿命化補修事業外1事業」に当たります上春別原野54線舗装補修事業につきまして、事業費、6,600万円を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を「1億3,590万円」。

財源内訳は、特定財源を「6,848万1,000円」、一般財源を「6,741万9,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,640万円追加して「6,710万円」とするものです。

また、下水道につきましては、「農業集落排水事業」の事業費を5,490万2,000円追加するもので、変更後の下水道の事業費を「9,940万2,000円」。

財源内訳は、特定財源を「4,970万1,000円」、一般財源を「4,970万1,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を260万円追加して「2,480万円」とするものです。

変更後の上春別辺地全施設の事業費合計は「11億1,460万5,000円」となります。

以上で議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第32 議案第40号

○議長（松原政勝君） 日程第32 議案第40号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 議案第40号あらたに生じた土地の確認及び町の区域

の変更（編入）について内容を御説明いたします。

議案の75ページをお開きください。

本件は、平成23年第3回別海町議会定例会において公有水面埋立出願に係る意見の議決を得まして、北海道が実施しておりました尾岱沼漁港の漁船保管施設用地及び物揚場用地の造成に伴う公有水面埋め立てが完了し、平成29年11月16日付で北海道知事から竣工認可の通知がありましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により別海町の区域内に新たに生じた土地を確認し、地方自治法第260条第1項の規定により公有水面埋め立てにより生じた土地を別海町の区域に編入して、知事に届け出をするため議会の議決を求めるものであります。

詳細につきまして議案資料で御説明いたします。

議案資料の116ページをお開き願います。

尾岱沼漁港の公有水面埋立区域図となっております。

図面は、漁港を示す野線等やや薄くなっておりますけれども、中央やや右手に野付漁業協同組合が位置し、上部が野付湾、下部が陸地方向で、右手が床丹・本別海方面、左手が標津町方面となります。

埋立地につきましては、赤く表示されている区域で、図面の中央やや左手、尾岱沼漁港東防波堤へとつながる物揚場用地及びその左手に位置する横長の漁船保管施設用地となります。

それでは、議案の75ページに戻りまして本文を朗読させていただきます。

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について。

地方自治法第9条の第1項の規定により、公有水面の埋立てによって、別海町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を町の区域に次のとおり編入するものとする。

1、所在、野付郡別海町尾岱沼港町183番1、310番1、314番、315番及び316番地先の公有水面埋立地。

2、地積、1,670.18平方メートル。

3、編入する区域、野付郡別海町尾岱沼港町。

以上で議案第40号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第33 議案第41号

○議長（松原政勝君） 日程第33 議案第41号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（伊藤一成君） 議案第41号町道の路線認定及び廃止について内容を説明いたします。

議案書の76ページをお開きください。

本案は、30年度以降に予定している道路整備及び事業の採択に伴い、新規認定及び変更認定が必要となったため、認定については、「道路法」第8条第2項、廃止については、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

概要につきまして、議案資料により説明いたします。

議案資料の117ページをお開きください。

既に認定している路線は721路線で、総延長は1,183キロ353.99メートルです。

今回認定する路線のうち変更認定となる1路線は、道営土地改良事業の採択のため現在認定となっている5,609.43メートルを一旦廃止し、当該事業区間を除く3,391.43メートルを再度認定するものです。

また、ほかの6路線につきましては、防衛施設周辺整備調整交付金事業及び臨時町道整備事業の実施のため885.01メートルを新たに認定するものです。

これにより、町道延長は、7路線、4,246.44メートルを追加し、1路線、5,609.43メートルが廃止となり、合計で727路線、1,181キロ991メートルとなります。

次に、議案資料の118ページに認定となる路線の内訳を記載しております。

表の1段目、整理番号489が変更認定となる路線であり、2段目以降が新規認定路線で、別海市街が3路線、尾岱沼市街が2路線、西春別駅前市街が1路線となります。

119ページの廃止する路線、120ページから126ページの位置図につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第41号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第34 諮問第1号

○議長（松原政勝君） 日程第34 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますけれども、その選定に当たっては、まず、市町村長が、議会の意見を聞いた上で、地域の候補者を法務局へ推薦することとなります。

別海町では、現在、別海の保田千恵子さん、棚橋昌博さん、西春別の山藤史江さん、尾岱沼の池田實さん、中春別の藤原優子さん、この5名の方々に人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございますけれども、今年度、藤原優子さんが平成30年6月30日をもって3年間の任期が満了となります。

つきましては、引き続き藤原優子さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく議

会の意見を求めるものでございます。

新たな任期については、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間となります。

藤原優子さんにおかれましては、平成21年に人権擁護委員に選任され、現在3期目で御活躍をいただいているところでございますけれども、主な経歴につきまして若干申し上げます。

藤原優子さんは、昭和30年8月21日生まれで、昭和49年に中標津高等学校卒業後、釧根パイロットファーム中春別農業協同組合を経て、北海道生乳検査協会に勤務、平成28年に退職され現在に至っております。

この間、別海町町政モニター、別海町行財政改革町民会議委員、中春別中学校評議員、中春別町内会女性部部長等々を歴任されております。

地域住民からの信頼も大変厚く、人格・識見共にすぐれた方でありますので、引き続き人権擁護委員の候補者として、法務大臣に対し推薦いたしたく思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第35 同意第3号

○議長（松原政勝君） 日程第35 同意第3号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第3号根室町村等公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

議案書の82ページをお開きください。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町が、共同で公平委員会を設置しておりまして、現在、本町の下川原洋氏、羅臼町の寺澤哲也氏、標津町の渡辺好之氏の3名の方が委員に選任されております。

委員の選任につきましては、関係町長等が協議をしまして、候補者を定めているところとしております。

このたび、羅臼町の寺澤哲也氏が、本年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き寺澤氏を根室町村等公平委員会委員として選任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間でございます。

寺澤氏は、目梨郡羅臼町船見町19番地6にお住まいで、昭和28年11月27日生ま

れの64歳でございます。

主な経歴を申し上げますと、昭和47年3月に北海道小樽水産高等学校卒業後、同年4月に羅臼町役場に奉職され、水産課水産振興係長、羅臼町国保病院事務課長、議会事務局長などを歴任され、平成26年3月に定年退職をされております。

同年4月から、公平委員会委員に選任をされております。

寺澤氏につきましては、人格・識見共にすぐれた方でありますし、御審議の上、ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第36 報告第3号から日程第37 報告第4号

○議長（松原政勝君） 日程第36 報告第3号専決処分の報告について（（H28繰）東富岡地区農道改良工事）、日程第37 報告第4号専決処分の報告について（町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事）の2件については、いずれも工事請負契約の一部変更に伴う専決処分の報告ですので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第3号及び第4号の2件について一括して御説明させていただきます。

議案の83ページからとなります。

報告第3号から第4号の専決処分の報告につきましては、いずれも、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定されました工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

各報告につきましては、専決処分書を朗読し、順次説明させていただきます。

最初に、報告第3号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月23日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成29年9月15日議案第72号により議決を経て締結、平成29年11月24日専決処分した、（H28繰）東富岡地区農道改良工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,498万2,800円（内消費税及び地方消費税額407万2,800円）」を「5,569万5,600円（内消費税及び地方消費税額412万5,600円）」に改める。

変更の内容につきましては、排水構造物の工事や産業廃棄物の処理など、概数の確定により71万2,800円の増額となったものです。

次に、報告第4号、議案84ページになります。

報告第4号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月16日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成29年9月15日議案第73号により議決を経て締結した、町道中西別上風連線中之川橋外4橋梁補修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,421万6,000円（内消費税及び地方消費税額401万6,000円）」を「5,416万2,000円（内消費税及び地方消費税額401万2,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、各橋梁における断面補修工事や産業廃棄物の処理など、概数の確定によりまして5万4,000円の減額となったものです。

以上で報告第3号及び第4号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、12日月曜日は、午前10時から一般質問を行います。

皆さん大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時34分